

1 枚目

【留意事項】変更後の内容を記載すること

無線局事項書及び工事設計書		
1 免許の番号	海R第〇〇〇号 又は 23T〇〇〇〇	
2 申請（届出）の区分	☐ 開設 ☒ 変更 ☐ 再免許	
3 無線局の種別コード	RO 又は MSS	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	記載例：免許人変更、船名変更、レーダー取替のため	
5 法人団体個人の別	☐ 法人 ☐ 団体 ☒ 個人	
6 住 所	都道府県－市区町村コード [] 〒(461-〇〇〇〇) 愛知県名古屋市区〇〇町1-2-3 電話番号(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 フリガナ デンパ タロウ	
7 氏名又は名称及び代表者氏名	電波 太郎	
8 希望する運用許容時間		
9 工事落成の予定期日	☐ 日付指定：____.____.____ ☐ 予備免許の日から____月目の日 ☐ 予備免許の日から____日目の日	
10 運用開始の予定期日	☐ 免許の日 ☐ 日付指定：____.____.____ ☐ 予備免許の日から____月以内の日 ☐ 免許の日から____月以内の日	
11 無線局の目的コード	GEN	
12 通信事項コード	MAA FSE 又は SRD	
13 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名	ダイイチデンパマル 第一電波丸
14 通信の相手方	☐ 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 ☒ 船舶局 ☒ 港湾通信業務を行う海岸局 ☒ 人工衛星局の受信設備 ☐ その他 ()	
15 識別信号	〔MMSI〕431〇〇〇〇〇 ※番号がある場合は記載 だい1でんぱまる	
16 停泊港コード	23	
17 主たる停泊港又は定置場	蒲郡	
18 船舶又は航空機の所有者	☒ 免許人 ☐ その他 ()	

※停泊港が県外に変更となる場合記載不要

特定船舶局の場合は記載
・船舶局には必ず☑

- ・海岸局に加入している時
免許人又は免許人加入団体所属
の海岸局 ☑
- ・VHF搭載時
港湾通信業務を行う海岸局 ☑
- ・AISを搭載時
港湾通信業務を行う海岸局 ☑
人工衛星局の受信設備 ☑

無線航行移動局は記載不要

主たる停泊港の所在
する県のコード
静岡県：22
愛知県：23
三重県：24

動力漁船登録票又は船舶検査証書に記載されている所有者を記載
○免許人と同一の場合：免許人に☑印 ○同一でない場合：その他に☑印の上、所有者を記載
※漁船以外の船舶は、船舶検査証書で使用者が確認できない場合、運航委任状が必要
※漁船は、使用者が複数いる場合、運航委任状が必要

2 枚目

【留意事項】変更後の内容を記載すること

19	無線局の区別	第一電波丸		
20	電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力
		☐ A3E ☐ A2D	27MHz 帯 54波	1 W
		☐ A3E ☐ A2D	40MHz 帯 ()	5 W
		☐ F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W
		☒ F2B	150MHz 帯 (ch 70)	25W
		☒ F3E	150MHz 帯 (ch 6, 8-14, 16, 69, 72, 73, 77)	25W
		☒ F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2 W
		☐		W
		☐		W
		☒ PON	9410MHz	4.9kW
		☐ QON	9350MHz	0.4W
		☐ F1D	161.975MHz 162.025MHz	1 W
☐ G1B	☐ 406.025MHz ☐ 406.028MHz ☐ 406.031MHz			
☐ A3X	☐ 406.037MHz ☐ 406.04MHz ☐ 121.5MHz			
21	航行区域又は従業制限コード及び航行する海域コード	FK1 又は EKG など		
22	船舶番号又は漁船登録番号	AC2-00000/123-00000		
23	用途コード	FSB 又は LSR		
24	総トン数	4.9トン		
25	信号符字			
26	旅客定員コード			
27	長さコード	S		
28	加入海岸局	正加入	蒲郡	
		準加入	加入海岸局を変更した場合、海岸局加入証明書の提出が必要	

○漁船の場合
小型1種(漁船):FK1

○漁船以外の場合
平水区域:HSK 沿海区域:EKK
限定沿海:EKG 2時間限定沿海:E2G
※沿海区域で、但し書きがある場合は、
限定沿海:EKG

○漁船の場合
漁船登録番号を記載
※船舶検査証書がある場合
は、船舶番号も併せて記載

○漁船以外の場合
船舶番号を記載

12m未満:S
12m以上:L

29 無線局の区別		第一電波丸			
工事設計書	30 機器の種類	31 製造者名	32 検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称	33 製造番号	
	☐ 27MHzDSB送受信機 [27D]				
	☐ 27MHzSSB送受信機 [27S]				
	☐ 40MHz送受信機 [40]				
	☐ 150MHz送受信機 (AM) [150]				
	☐ 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				
	☒ 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]	〇〇株式会社	XXX-YYYYYY (*****)	*****	
	☐ VHFデータ交換装置 [VDE]				
	☒ 簡易AIS [AIS]	〇〇株式会社	XXX-YYYYYY (*****)	*****	
	☐ 400MHz送受信機 (FM) [400]				
	☐ 双方向無線電話 [LP]				
	☒ レーダー [R]	〇〇株式会社	XXX-YYYYYY (*****)	*****	
	☐ 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				
	☐ 搜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				
	☐ 搜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				
	☐ その他 ()				
	☐ その他 ()				
	34 特殊な設備	☐ デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]			
		☐ ナブテックス受信機 (和文) [NRN]			
		☐ 地上無線航法装置 [LRN]			
☒ 衛星無線航法装置 [GPS]					
☐ 無線方位測定機 [ADF]					
☐ その他 ()					
35 附属装置	☐ 選択呼出装置 [S]				
	☐ 変調信号処理装置 [SM]				
	☐ データ伝送装置 [DT]				
	☐ その他 ()				
	☐ その他 ()				
36 A T I S 番号					
37 船舶等識別番号					
38 その他の工事設計	☒ 電波法第 3 章に規定する条件に合致する。				
39 備考	新スプリアス適用：150MHz 送受信機、簡易型 A I S、レーダー 新スプリアス確認設備：27MHz D S B				

適合表示無線設備番号はこの番号を記載

R XXX-YYYYYY

他の装置に内蔵されている場合、☒ は不要